

条例制定
全員賛成で可決

子どもの未来を育む条例

全国初となる子どもの権利擁護と体力向上を目的とした条例が制定されました。委員会では主に期待される効果や条文の内容について質疑が行われました。

問 条例が施行されることにより期待される効果は。

答 条例が市全体に浸透していくことによって、市全体で子どもを育てていくという意識の醸成が図られるものと考えます。また、子どもや子育て家庭への支援に対する市の基本姿勢を表すもので、今後、具体的には子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた各施策が、本条例の理念に基づいて推進される

ことでは効果が得られると考えます。

問 子どもたちの意見を聞いたか。

答 小中学生と高校生合わせて826人を対象としたアンケートを実施した。思い切り遊べる広い公園や広場を求める意見が一番多かった。

子どもの権利

問 子どもの役割として他者の権利を認め、尊重することと規定されているが、内容は。

答 子どもであっても、他者の権利を認めて、尊重するという役割として入れた。子どもの権利については、子どもが生まれながらに持っているものであって、誰かに与えられたり、何かの義務を果たしたりしなければ行使できないというものではない。

問 豊かな人間性及び社会性を身に付けるため、自ら様々な体験をすることは。

答 子どもが健やかに成長していくためには、様々な経験を積んでいくことが大切であると考え、自ら進んで体験をするということを条文の中に含めた。

社会の役割

問 外遊び場の確保について、自治組織をはじめとした地域住民の理解を得ることが重要と考えるが、その理解を得るためにどのように取り組むのか。

答 本条例を市内全体に周知していくことで、市の方向性を市全体で共有していけたら良いと考える。

問 事業者の範囲とその役割などの詳細は。

答 市内で事業活動を行う者と定義する。核家族化や共働き家庭が増えている中、例えばひとり食事をしている子どもがいれば、仕事と子育ての両立を図る上でも、事業者の役割が重要と考えた。

賛成の意見

○子育て家庭が苦慮する子どもの泣き声や遊び声による苦情について解決の根拠となる。
○今後の施策推進にあたり、行政計画の中で具体化されていくことに期待する。



地域ぐるみで子どもを育てる

条例改正
賛成多数で可決

利便性と専門性の高い文化施設へ

市立文化施設条例の一部改正

文化施設として、大井中央公民館跡地に西文化施設を設置することに伴い、名称変更と休館日及び使用料等の規定が追加されました。

問 名称変更の経緯は。

答 西地域の文化施設については、文化施設と図書館施設の複合施設である。

条例では「東文化施設」「西文化施設」と規定した。愛称名は「ふじみ野ステラ・イースト」「ふじみ野ステラ・ウエスト」とする。

問 約800席となる西文化施設ホール料金の算定理由は。

答 大井中央公民館、ふじみ野ステラ・イースト多目的棟、富士見市、三芳町、近年建設された施設のホールの1席当たりの単価を勘案し、1席当たりの単価を7円に設定した。今まで加算料金の発生は入場料金を千円以上徴収する場合としていたが、改正後は3千円以上としたことから、使用料が安くなるケースもある。

問 ホールのアピールポイントは。



条例改正
賛成多数で可決

大井中央公民館は西文化施設に
分館はコミュニティ施設に

大井中央公民館条例の一部改正

大井中央公民館は令和5年3月末日で廃止され、西文化施設となります。それに伴い、18カ所の分館はコミュニティ施設となります。

問 大井中央公民館がなくなるが、今後は。

答 上福岡西公民館が全市に発信する。社会教育事業は各施設を借りて行う。

問 分館を廃止する理由は。

答 本館である大井中央公民館がなくなるので、条例から削除し分館も削除する。

問 分館の今後は。

答 今までの利用状況を鑑み、コミュニティ施設として活用し普通財産として管理する。今までと同様に利用できるよう調整を進めている。

反対の意見

○住民との十分な議論で納得が得られたとは認められない。分館の今後の維持管理や運営の提案と同時に改正案を提出するのが妥当。

賛成の意見

○社会教育やコミュニティの場になる。学びと出会いの場になる役割に期待する。分館は、現状と変わりなく市民が利用できる。

